

情報提供

那医発第128号

令和3年8月30日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 山城千秋

副会長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会経由で下段のような「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49～53）」についての案内通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：前泊・宮城 / 電話 098-868-7579）

.....記.....



(保 79)

令和3年6月18日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- (1) 令和3年2月16日厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合の、初診料、再診料、外来診療料等の取扱い、
- (2) 在宅療養患者等への新型コロナワクチン接種について、訪問看護ステーションの看護師等が主治医から交付を受けた訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護サービスの提供を行うこととあわせ、新型コロナワクチン接種後の経過観察を行う場合の取扱い

等について示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）

（令3.6.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

問1 令和3年2月16日厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（厚生労働省発健0216第1号。以下「2月16日通知」という。）における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、保険医療機関において、予診（予防接種実施規則第4条に規定する「問診、検温及び診察」をいう。以下同じ。）を行った場合、当該予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできるか。

(答) 算定不可。

問2 2月16日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

(答) 初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

問3 2月16日通知における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種（予診及び健康状態の観察を含む。）の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

(答) 算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

問4 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」（令和3年6月4日改訂）において、在宅療養患者等への接種については、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とされているが、訪問看護ステーションの看護師等が主治医から交付を受けた訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護サービスの提供を行うこととあわせ、新型コロナワクチン接種後の経過観察を行う場合においては、通常どおり、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費は算定可能か。

(答) 算定可。

問5 問4において、予め訪問看護計画に位置づけられたサービスの日時を新型コロナワクチン接種の日時に合わせる等の変更を行うことは可能か。

(答) 可能。なお、その場合、日時等の変更を行う旨、訪問看護計画書に記載し、事前に利用者又はその家族に説明を行うこと。



(保 91)

令和 3 年 7 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 50）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、大規模接種会場や職域接種を実施している会場等に職員を派遣した保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いの考え方について示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 50）
(令 3.7.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、大規模接種会場や職域接種を実施している会場等に職員を派遣した保険医療機関等について、令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」1.（2）①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

（答）よい。



(保 110)

令和 3 年 7 月 30 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日の救急医療管理加算 1 (950 点) の取扱いについて示すものとなっております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、今回の取扱いに関連して、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとしまして、これまでに下記の項目も示されておりますので、あわせてご参照下さいますようお願い致します。

記

- ・往診料等に係る「院内トリアージ実施料」（300 点）について
→ 令和 2 年 4 月 24 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14）」（令和 2 年 4 月 27 日（保 29））
- ・初再診料等に係る「乳幼児感染予防策加算」（100 点）について
→ 令和 2 年 12 月 15 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」（令和 2 年 12 月 15 日（保 291））
- ・初再診料等、在宅患者訪問診療料に係る「医科外来等感染症対策実施加算」（5 点）について
→ 令和 3 年 2 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）」（令和 3 年 2 月 26 日付け（保 359））
- ・往診料に係る「緊急往診加算」（325～850 点）について
→ 令和 3 年 2 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 36）」（令和 3 年 2 月 26 日付け（保 360））

(参考) 今回の取扱いを踏まえ、自宅・宿泊療養中の患者に緊急で往診をした場合の算定例

初診料（288点）+医科外来等感染症対策実施加算（5点）+往診料（720点）+院内トリアージ実施料（300点）+緊急往診加算（325点）+救急医療管理加算1（950点）

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51）

（令3.7.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

(別添)

問1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）の算定について、どのように考えれば良いか。

（答）当該加算については、自宅・宿泊療養を行っている者に対しても、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日に算定することができる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その51））の発出日以降適用される。

問2 問1について、救急医療管理加算1は往診料又は在宅患者訪問診療料を算定する毎に算定できるのか。

（答）当該加算については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。



1

(保 115)

令和 3 年 8 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5200円）又は長時間訪問看護・指導加算（520点）の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52）
(令 3.8.4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

(別添)

問 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5,200 円）又は長時間訪問看護・指導加算（520 点）の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算（5,200 円）を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算（520 点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52））の発出日以降適用される。

問 2 問 1 について、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合においても、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算を算定することが可能か。

(答) 可能。



2

(保 123)

令和3年8月12日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、①自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間精神科訪問看護加算（5200円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520点）の取扱いについて、②宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対する、特別訪問看護指示書の取扱いについて示しております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願ひ申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）
(令3.8.11 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

(別添)

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52）」（令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問 1 及び問 2 について、長時間精神科訪問看護加算（5,200 円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520 点）の算定についても同様の取扱いとなるか。

(答) そのとおり。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示書を交付することが可能か。

(答) 可能。